

第 2 期中期計画（案） 主な事業内容

《■：新規事業 ●：発展・拡充事業 ○：継続事業》

第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 中小企業の成長を支える多様な技術支援

(1) 多様な技術相談とフォローアップの強化

- 来所相談・現地相談に対する利用者アンケートによる満足度を把握すると同時に、有意義ではなかった理由、原因を把握し、サービス向上に努める。
- 利用者の利便性向上や提案型サービスに繋がる多様な相談機会を提供する。

(2) 高度な依頼試験や設備開放等の技術支援の提供

- オーダーメイド依頼試験や課題解決につながる受託研究・簡易受託研究、の利用拡大に努める。
- 計画的な設備機器更新や保守・校正点検により、客観的かつ正確な信頼性の高い試験結果を提供する。
- 機器選定はマーケティングリサーチにより企業ニーズを把握した上で、補助事業等も活用し、最新機器の導入に努める。
- 機器利用技術講習会やラボツアー等を開催する。

(3) 中小企業の海外展開を支える電磁波関連試験（EMC）事業の拡充（調整中）

- 国際規格（VLAC 認定）に対応する新たな電波暗室の整備を進める。国際展開を視野に入れたものづくり企業の研究開発支援を行う。
- 公設試ならでのコンサルティング機能を活かした製品開発支援の強化、及び海外展開支援に関する相談会、セミナーを開催する。

(4) 最適な知的戦略による企業支援の実施

- 知財推進チームと連携した研修会の開催などの活動。
- 研究開発の計画策定にあたっては知財化を意識し成果の権利化へ結びつける。
- 企業との共同出願を積極的に進める。
- 知財シーズ集の編纂。取得した知財の積極的な活用。

(5) 開放研究室を活用した起業・第二創業の実施

- 入居企業との定期的な意見交換の実施。インキュベーションマネージャー（仮称）を設置する。
- 入居企業の研究開発に協力し、大阪府や支援機関等との連携による経営支援、知財支援に取り組む。

(6) 積極的な広報の実施

- 課題解決に至った成果を事例集として発行し、研究シーズや成果の見える化を図る。
- テクニカルシートについては、最新の技術動向、研究成果を掲載する等、内容の充実を図る。
- 展示会等への出展、研究発表会・講習会の開催、学会発表、論文投稿、ホームページ等を通じた情報発信等に努める。

2 大阪産業の発展を推進するための研究開発

- 受託研究、共同研究など「企業支援研究」に取り組む。
- 「大阪の成長戦略」に基づいたテーマについて、プロジェクト研究の課題として取り組む。
- あらゆる機会を通じて普及活動、企業への技術移転に努める。
- ものづくりリエゾンセンターと研究職員が連携しながら企業への技術移転を目指す。

(1) 多様な企業ニーズに応える「企業支援研究」の推進

- 企業と産技研が一体となって行う共同研究および受託研究を「企業支援研究」と称し、課題解決に取り組む。
- 公募型共同研究開発事業を継続して実施する。
- 企業ニーズに対する研究シーズの有効性や課題解決の可能性を検証するための試行的な仕組み（プレ研究制度）を設ける。

(2) 産業技術を支える基盤研究の推進

- 企業ニーズを把握し、これに応える基盤研究を実施。
- 研究テーマ選定評価会（仮称）による適正なテーマ選定・評価。

(3) 産業拠点の形成につながる発展研究・プロジェクト研究の推進

- 基盤研究でその有効性を検証できた研究テーマについては、発展研究へと展開して、実用化を促進する。
- 先端技術分野や成長分野で、戦略的に取り組むべきものについては、産学官連携等のコンソーシアムを結成し、プロジェクト研究としてより発展的に研究を進める。

(4) 競争的外部資金を活用した研究開発の推進

- 基盤研究、発展研究、プロジェクト研究の実施においても、積極的に競争的外部資金に応募し、獲得を目指す。

3 ものづくり企業を支える技術人材の育成

(1) 企業が求める人材の育成

- オーダーメイド型技術者研修、技術の普及、資格試験に備える実習型研修を実施する。
- 3次元データを取り扱える人材を育成し、業界への技術の定着を図る。

(2) 大学等との連携による次世代を支える人材の育成

- 大学、高専、学術団体・業界団体、府立高等職業技術専門校等と連携した人材育成
- 大学、高専等からインターンシップの学生を受け入れ。
 - 教育機関からのインターンシップを企業に仲介

4 関係機関との連携による支援等

(1) 技術支援の枠を超えた「伴走型支援」

- 事業者のフェーズに応じたタイムリーな支援を一通貫で取り組むことに努める。
- 「オープンプラットフォーム」を構成し、伴走型支援を行う。
- 担当の技術イノベーター（仮称）を配置する

(2) 幅広い機関とのネットワークの構築

- 引き続き中小企業経営層への問題意識の把握に努め、産技研の運営に反映させる。
- 下記の機関等と連携して、ワンストップ機能を向上し幅広い支援を行う。
 - (a) 大阪府関連機関との連携
 - (b) 金融機関との連携
 - (c) 商工会議所等との連携
 - (d) 国立研究開発法人産業技術総合研究所との連携
 - (e) 公益社団法人産業安全技術協会との連携
- 企業・業界団体・大学・学会等とのさらなるネットワークづくり。
- 大阪府立大学との包括連携協定に基づく共同事業の実施。
- 大阪大学大学院との連携協定に基づく共同研究を推進。
- 関西広域連合参加府県公設試との施設機器情報の共有・提供等の連携を行う。
- 近隣の産業団地内の企業、南大阪技専校との連携。

- 地域住民を含めたイベントの開催。

(3) 地方独立行政法人大阪市立工業研究所との取組の推進

- 業務プロセスの共通化に係る取組
- 研究開発における連携の推進
- 技術支援サービスや情報発信等における連携の推進

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 自主的・自律的な組織運営

(1) 機動性の高い組織体制

- 企業が産技研を利用する際のメリットを最大化するために、適宜人材の再配置等、柔軟に見直しを行う。

(2) PDCA サイクルによる組織マネジメント

- 各部署、チーム、一人ひとりがPDCAサイクルを実践。

2 業務運営の継続的向上のための取組

(1) 企業ニーズの把握と支援サービスの検証

- 顧客、支援団体、業界団体を通じて企業動向を入手。
- 企業ニーズと支援サービスがマッチングしているかアンケートにより検証。

(2) 研究開発成果の評価と共有化

- 研究の進捗状況について所内で共有化を図る。
- 特許、学会発表、論文、展示会の出展などにより、研究開発の成果が企業に及ぼす効果を検証し、企業支援がより効果的に実施できるようにする。

(3) 機器の効率的な整備

- 顧客データベースの情報やマーケティングリサーチ等に基づき、企業ニーズや費用対効果の高い設備機器を優先的に整備。
- 大阪府の政策課題への対応に必要な設備機器を整備。
- 整備に当たっては、利用が見込める企業、利用頻度、料金設定等、利用計画を策定する。
- 保守・校正点検等により精度を保持。

(4) 業務の効率化

- 事務処理の簡素化・効率化の推進。外部委託の検討。
- 顧客サービスのあり方について検討を進める。
- 技術サポートセンターの設置。

3 優れた職員の確保と能力向上に向けた取組

(1) 多様な人材・雇用形態を取り入れた人事戦略

- 職員のキャリアパスの作成・改良、内容の充実を図る。
- 主幹研究員制度を利用した組織マネジメント、キャリアパスを構築する。
- 柔軟な採用形態により優秀な職員を確保する。外部人材の登用も検討する。
- 地域の研究者・技術者との交流の場を作り、ネットワークを構築。

(2) 職員の意欲の喚起

- 職員表彰制度の充実、社会人博士課程や国内外留学制度により、意欲ある職員のレベルアップを図る。

第3 財務内容の改善及び効率化に関する事項

1 事業収入の確保

- 提案型の企業支援を行うとともに、顧客拡大により増収を図る。
- 利用料金については、企業ニーズ等を踏まえ、受益者負担を前提に設定するとともに、中小企業に配慮した料金設定を実施。

2 予算の効率的な執行等

- 効率的な予算執行や複数年契約等の運用による安定した経費支出に努める。
- 戦略的な研究資金投入や予算配分の重点化の実施。
- 経費削減のためのスクラップ&ビルドの徹底。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

2 収支計画

3 資金計画

第5 短期借入金の限度額

第6 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

- 皮革試験所の機能集約に伴なって不要財産となる土地・建物について、中期計画期間中に大阪府に現物納付する。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第8 剰余金の使途

第9 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の計画的な整備及び活用等

- 建物改修を計画的に進めるとともに、省エネ技術を導入する。
- 空き実験室や会議室等を多角的・柔軟な活用を図る。

2 安全衛生管理等の徹底

- 顧客へ良好かつ安全な利用環境を提供。十分な事前説明の実施。
- 職員教育を徹底し、事故の発生等を未然に防止。
- 安衛法の遵守、職員の健康管理に関する相談体制づくりを行う。

3 危機管理対策の推進・BCPの策定

- 南海トラフ地震や新興感染症の発生等に備え、緊急事態対応要領等、危機事象に対応した対策を策定する。
- 飲料水・食料品等の備蓄を更新する。

4 社会的責任の遂行

(1) 情報公開の徹底

- 法人文書の管理・公開、意志決定プロセスの開示等について責務を果たすとともに職員教育を徹底する。

(2) 個人情報の保護と情報セキュリティ

- 大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）の実施機関として、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じる等、責務を果たす。
- 職務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、組織的に取り組むほか、職員教育を徹底する。
- 電子媒体等を通じて情報の漏洩がないよう、情報セキュリティポリシーを策定し、職員に遵守させる。

(3) コンプライアンスの徹底

- 法令遵守に関する規定の制定やコンプライアンス研修を開催する。

(4) 適切なリスク管理

- 業務の遂行、顧客の安全、財産管理等多角的な視点からリスクを調査・検討し、適切にリスク管理を行う。

(5) 環境に配慮した業務運営

- 環境に配慮した業務運営。施設設備整備や物品購入に際しては省エネやリサイクルのしやすさを考慮。
- 毎年度「環境報告書」を策定し、情報を公開する。

第10 大阪府地方独立行政法人法施行細則(平成17年大阪府規則第30号)第4条で定める事項

1 施設及び設備に関する計画(平成28年度～31年度)

2 人事に関する計画(平成28年度～31年度)

- 中小企業等の課題解決に向け、組織として最大限提供できるサービスを積極的に提案するため、効果的な人員配置を行う。

3 中期目標の期間を超える債務負担

4 積立金の処分に関する計画